

平成30年第1回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第2号
受理年月日	平成30年2月16日
件名	国民健康保険税を値上げしないことを求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本のまちづくりを考える市民の会 新日本婦人の会北本支部 桶川北本民主商工会 全日本年金者組合北本支部 医療生協さいたま北本支部 代表 菅原 荘治 他366人
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	湯沢美恵、金子真理子

【請願趣旨】

2018年度からの国民健康保険の都道府県化により、本年4月から、国保財政運営の責任主体が県に変わります。埼玉県は、2018年1月に、国保事業費の本算定を公表しました。それによると、北本市の一人当たり保険税必要額（89,600円）は、前年度保険税額比1.13倍、税額で10,486円の増加とされています。

北本市の場合、近年、一般会計から国保会計への市独自の繰入れ金（法定外）等が一人当たり20,000円前後です。したがって、この一般会計からの法定外繰入れ金を継続すれば、上記の一人当たり10,486円増額分は、今までの半分の繰入れ金額ですますことができます。

国民健康保険は、年金生活者や、非正規労働者、自営業者が主な加入者で、低所得者が多いという特徴があります。国保の所得に対する保険税負担率は約10%で、被雇用者保険の約1.3～1.7倍と異常に高く、国保税の高さが市民の暮らしを苦しめています。

国保法第1条は、「国保の目的は社会保障」と定め、国の責任を明記しています。市民の負担がこれ以上重くならないように、国と地方自治体が財政支援を強めることが必要です。

市の一般会計から国保会計への法定外の繰入れ金は、国からの国庫負担の削減に伴い増えてきたものです。それは、「高すぎる国保税」を抑えて、「無理なく払える保険税」に近づけるために必要なものです。この一般会計からの法定外繰入れ金を削減して、その分、今でも高い国保税を値上げすることは、行うべきではありません。

また、特定検診等により病気の早期発見・治療を進めるためにも、検診料無料化と合わせての、全市民の間での声かけ運動を進めてください。

以上のことから、国保の都道府県化にあたり、以下の点を強く請願します。

【請願事項】

1. 国保を都道府県化しても、国保税を値上げしないこと。
2. 国保に係わる費用として、一般会計から国保会計への法定外繰入れを継続すること。
3. 県に対して、一般会計からの法定外繰入れについて、各市町村の判断の尊重を求めること。
4. 国と県に対して、県への国保事業納付金について、前期高齢者交付金等のこれまでの市町村への公費支援額を反映した金額にして、納付金額が大幅に増加しないしくみを取り入れることを、求めること。
5. 国と県に対して、公費負担の増額を求めること。
6. 特定検診等の受診率を引き上げて、病気の早期発見・治療を進めるために、検診料無料化と合わせての、全市民の間での声かけ運動を進めること。